

議案第 28 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立北方保育園の項を削る。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする改正規定、第 8 条の改正規定、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする改正規定、第 12 条の改正規定及び同条を第 11 条とする改正規定は、公布の日から施

行する。

（保育料に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市川市立北方保育園に係る改正前の第6条第1項、第2項又は第3項に規定する保育の利用の承諾を受けた保護者及び施行日前に本市が市川市立北方保育園において同条第4項に規定する措置を行った乳幼児又はその扶養義務者が納付すべき同条に規定する保育料については、なお従前の例による。

（過料に関する経過措置）

- 3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

老朽化した北方保育園の園舎を建て替え、同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。